

宇部港東見初広域最終処分場
排出事業者各位

一般財団法人山口県環境保全事業団
理事長 山野 元

宇部港東見初広域最終処分場の管理運営業務について（ご連絡）

春暖の候、貴社におかれましては、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、宇部港東見初広域最終処分場の管理運営業務につきましては、令和5年(2023年)4月1日から、当事業団が行うこととしています。

つきましては、令和5年4月1日以降、宇部港東見初広域最終処分場に搬入を希望される場合は、当事業団との産業廃棄物の処分に関する委託契約が必要となります。

今後の契約手続きにつきましては、下記のスケジュールにより進めますので、よろしくお願ひします。

また、本年3月、山口県から当事業団に対し、当処分場の延命化に係る要請があり、埋立期間延長に伴う維持管理費の増大等に対応するため、令和5年4月1日以降の処分費を裏面のとおり改定しますので、併せてお知らせします。

記

【今後のスケジュール】

令和4年 6月 排出事業者様への利用希望調査（当事業団から郵送）

10月 利用希望事業者様への契約書（締結前）送付

随時契約書（締結後）返送

令和5年 4月 搬入開始（※産業廃棄物処理法の規定に基づく手続き終了後）

一般財団法人山口県環境保全事業団

事業部：小田・佐々木・重村

〒753-0072

山口市大手町9-11 山口県自治会館1F

TEL 083-920-6828 FAX 083-920-6829

e-mail info@yamaguchi-khj.or.jp

宇部港東見初広域最終処分場 処分費改定表

(一財)山口県環境保全事業団

税抜価格(円/トン)

産業廃棄物の種類	現行額	改定額 (R5年4月1日以降適用)
(1)燃え殻	9,600	11,500
(2)汚泥	9,600	11,500
(3)廃プラスチック類	14,040	28,000
(4)ゴムくず	14,040	16,800
(5)金属くず	9,600	11,500
(6)ガラスくず・コンクリートくず(がれき類を除く。)・ 陶磁器くず	9,600	11,500
廃石膏ボード	42,000	42,000
保温材	9,600	20,000
(7)がれき類	6,600	7,900
(8)鋳さい	8,400	10,000
(9)ばいじん	9,600	11,500
(10)政令第13号廃棄物	9,600	11,500
(11)管理型混合廃棄物(燃え殻、ばいじんが付着 した耐火レンガくずに限る)	9,600	11,500
(12)石綿含有産業廃棄物	24,000	24,000

注1：処分費は、原則、積載重量を実計量し、10kg単位で徴収する。

注2：消費税については、請求時の税率を適用する。

注3：上記処分費のほか、1トン当たり1,000円の産業廃棄物税を徴収する。